

天竜川水系河川整備計画 点検の進め方

令和2年6月15日

国土交通省 中部地方整備局
天竜川上流河川事務所
浜松河川国道事務所
三峰川総合開発工事事務所

— 目 次 —

1. 河川整備計画の制度について 1
2. 河川整備基本方針と河川整備計画の概要 2
3. 流域委員会の再設置の目的 3
4. 整備計画の点検の位置付け 4
5. 天竜川水系流域委員会の運営 5

1. 河川整備計画の制度について

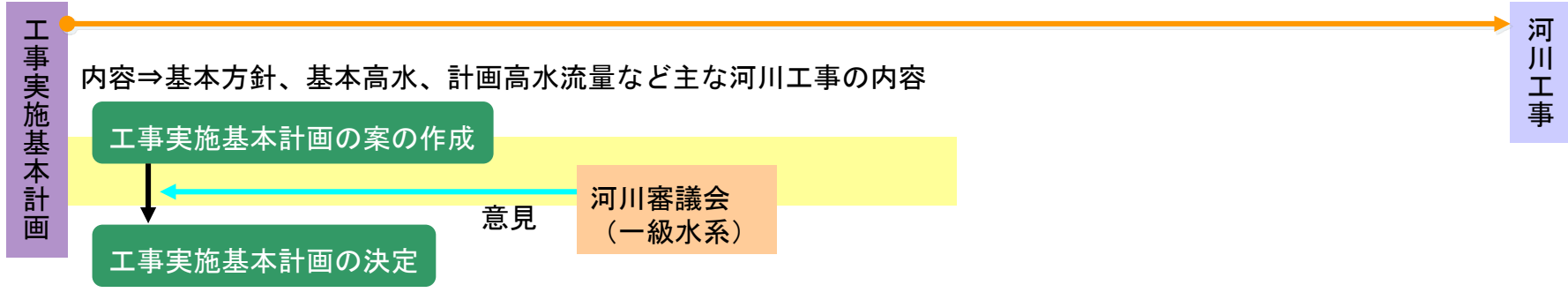
◆平成9年河川法改正

- 地域の意見を反映した河川整備の計画制度を導入
- 長期目標（河川整備基本方針）と、20～30年間の河川整備計画の2本立てに変更

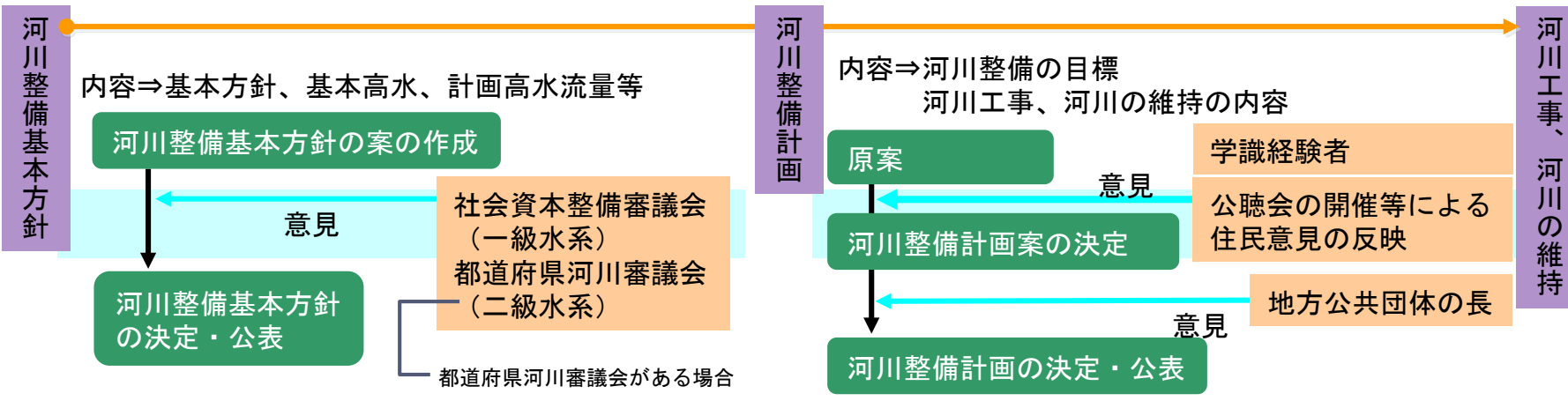
ポイント

- 河川法の改正に基づき平成21年に天竜川水系河川整備計画を策定
- 流域委員会は計画を策定する際に学識者の意見を聴くために設置された

旧制度



新制度



天竜川水系河川整備基本方針：平成20年7月25日策定

天竜川水系河川整備計画：平成21年7月30日策定

2. 河川整備基本方針と河川整備計画の概要

平成20年7月

天竜川水系河川整備基本方針 策定

【河川整備を行うに当たっての長期的な基本方針及び河川整備の基本となるべき事項を定めるもの】

平成15年2月～平成21年7月

第1～8回 天竜川流域委員会

平成21年7月

天竜川水系河川整備計画 策定

【具体的な河川整備に関する事項を定めるもの】

事業の推進

平成24年度 再評価

平成27年度 再評価

平成29年度 再評価

天竜川直轄河川改修事業
天竜川総合水系環境整備事業
天竜川ダム再編事業
三峰川総合開発事業

令和2年度以降

「天竜川水系河川整備計画」の点検・見直し

天竜川水系流域委員会 令和2年6月15日に設置

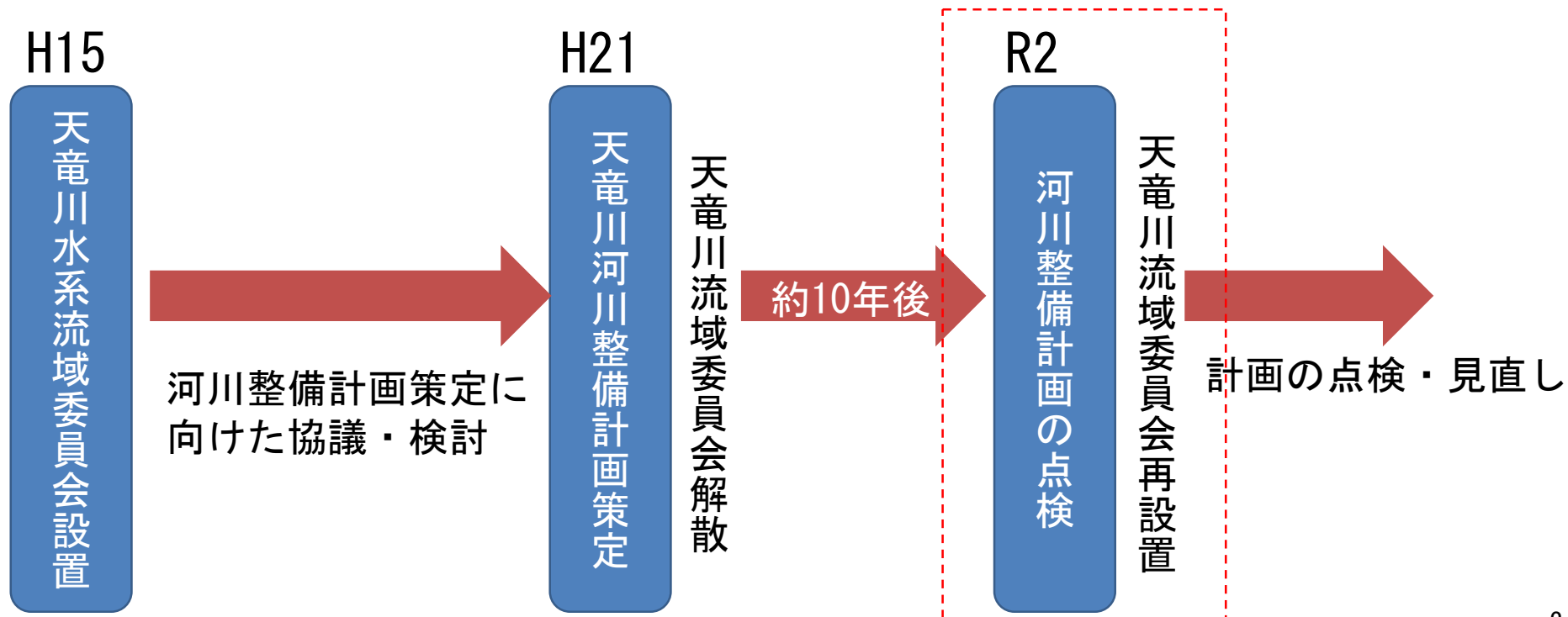
3. 流域委員会の再設置の目的

流域委員会（H15～H21）

- 河川整備計画策定のために、学識者の意見を聴くために設置
- 平成21年に計画策定を受け解散

流域委員会（R2～）（原則毎年開催予定）

- 河川整備計画の点検及び流域の社会情勢の変化等を踏まえた計画見直しの必要性を検討するために流域委員会を再設置
- 河川整備状況の定期的な点検や事業評価の審議等を行う



4. 河川整備計画の点検の位置付け

河川整備計画の点検とは、河川整備計画本文の記載にある下記の部分に該当する

天竜川水系河川整備計画 平成21年7月 P.2-3

第2章 河川整備計画の目標に関する事項第2節

整備計画対象期間天竜川水系河川整備計画は、天竜川水系河川整備基本方針に基づいて当面の河川整備の目標と実施内容を定めるものであり、その対象期間は、次節における整備目標に対して河川整備の効果を発現させるために必要な期間として概ね30年とする。

なお、天竜川水系河川整備計画は現時点の流域における社会経済、自然環境、河道等の状況を前提として策定したものであり、策定後のこれらの変化や新たな知見、技術の進歩等により、対象期間内であっても必要に応じて適宜見直しを行う。

点検項目

1. 流域の社会情勢の変化
 - ・土地利用の変化
 - ・人口・資産等の変化
 - ・自然環境の変化
 - ・近年の災害発生の状況等
2. 地域の意向
 - ・地域の要望事項等
3. 事業の進捗状況
 - ・事業完了箇所
 - ・事業中箇所の進捗状況等
4. 事業進捗の見通し
 - ・当面の段階的な整備の予定等
5. 河川整備に関する新たな視点
 - ・水防災意識社会再構築ビジョン
 - ・地震・津波対策等
6. 点検結果
 - ・点検結果のまとめ
 - ・今後の進め方

河川整備計画の点検

河川整備計画の点検にあたり意見聴取

事業の計画段階評価、再評価、事後評価の
審議

河川整備計画の見直し

河川整備計画の変更原案に関して
意見聴取

※事業再評価実施年は全項目について点検。それ以外の年は3. 事業の進捗状況、4. 事業の見通しについてのみ点検

5. 天竜川水系流域委員会の運営（今後のスケジュール）

- ・ 流域委員会の開催は原則毎年開催予定
- ・ 事業の再評価の審議は、5年に1度の審議、事後評価の審議は、完了後5年以内の審議
- ・ その他には、現場視察、トピックス等を報告

平成21年度

令和2年度

令和3年度

